

## 商品概要説明書

なっとくローン

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

商品名	なっとくローン
ご利用いただける方	○ J A の組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。 ○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ J A と契約中のカードローン（ワイドカードローン・総合口座カードローンを含む。）貸越残高を、証書貸付による分割返済へ切り替えるためのご資金とします。
借入金額	○ 1 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）とし、対象ローンの契約極度額以内で、貸越残高の範囲内とします。
借入期間	○ 6 ヶ月以上 5 年以内とします。
借入利率	○ 固定金利とします。 ○ お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○ 不要です。
保証人	○ J A が指定する保証機関（大分県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○ ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 2.0% です。
手数料	○ 下記の場合、J A 所定の手数料が必要です。 （J A によって金額が異なります。） ① 全額または一部繰上返済をされる場合 ② ご返済条件を変更される場合

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会 紛争解決センター 天神センター（電話：092-741-3208） 北九州センター（電話：093-561-0360） 久留米センター（電話：0942-30-0144）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望にそいかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aバンク大分